

(別紙 1)

別 添

長野県土地改良事業測量作業規程

長野県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 7 年 7 月 18 日付け国国地第 39 号）を準用する。

この場合において、作業規程の「農林水産省地方農政局」とある箇所は「長野県農政部」に読み替えるものとする。

また、付録 5（3）用地境界杭（境界標識）の規格（土地改良財産取扱規則抜粋）は適用しないものとする。

用地境界杭の規格

(長野県農政部土木工事共通仕様書 より抜粋)

第1編 第3章 第18節 用地境界杭工

3-18-2 境界杭

1. 受注者は、境界杭の選定に当たり、長野県規格（11cm×11cm）で長さ80cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置に当たり、「長野県」等の刻印の表示が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を用地境界線上に一致させなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に20cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、監督員等と協議しなければならない。

公共測量作業規程変更承認書

長野県知事 殿

令和 7 年 8 月 8 日付け 7 農整第 510 号で変更申請のあった長野県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 7 年 8 月 20 日

国土交通大臣